

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

【 概 要 】

このシステムは、子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等（以下、「保育所等」という）の情報公表について、利用者の選択に資する情報を、インターネット上で直接閲覧できる環境整備を目的として、国が主体となり、令和2年9月から運用を開始されたものです。

【 公表内容 】

- ・ 施設等を運営する法人に関する事項
- ・ 当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- ・ 教育・保育に従事する従業者に関する事項
- ・ 教育・保育等の内容に関する事項
- ・ 当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項
- ・ 権利擁護等のために講じている措置に関する事項
- ・ 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- ・ 都道府県知事が認める事項

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

○法令等の定めにより、**公表情報の更新は必須**です。

【児童福祉法（抜粋）】

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 二 建物その他の設備の規模及び構造
- 三 その他内閣府令で定める事項 ※入所定員等

【児童福祉法施行規則（抜粋）】（内閣府令）

（ここdeサーチ）

第四十九条の五 法第五十九条の二の二の規定による公衆の閲覧は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトへの掲載により行うものとする。※公表する項目については同条第二項に具体的な定め有

【川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）】

（重要事項の掲示等）

第23条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用の申込みを行おうとする教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

○令和7年4月から変更点について

- ・ 令和7年4月1日に新たな制度の施行が予定されており、人員配置・職員給与・収支状況等を事業年度終了後5月以内の報告（※）が必要になります。
※ 令和6年度分については令和7年8月末までに報告
- ・ 新システムに移行することが予定されています。報告様式、マニュアルやその他詳細につきましては、こども家庭庁から示され次第周知致します。

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

【 関係リンクについて】（R7.3.1時点）

○ここdeサーチ検索画面（wam.go.jp）

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

○ログイン画面

<https://www.wam.go.jp/kodomo/COP000100E0000.do>

○子ども子育て支援情報公表システム関係連絡板（マニュアルやお知らせ等の掲載あり）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/jigyo/>

○令和7年4月1日変更点に関する関連資料（こども家庭庁HP）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/699196f8/20240910_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_01.pdf

（URLは下の段をクリックしてください。）